

滋労収安第3101号
平成14年4月10日

各 公共職業安定所（出張所）長 殿

滋賀労働局長
（公印省略）

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律の失効後における対応等について

標記について、厚生労働省職業安定局長から別添（写）のとおり通達されたので、了知の上、その円滑な実施について特段の配慮を願いたい。



滋労安収第150号
平成14年4月10日

各 公共職業安定所（出張所）長 殿

滋賀労働局職業安定部長
（公印省略）

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律の失効後における対応等に係る留意事項等について

標記について、厚生労働省職業安定局総務課長、雇用開発課長、雇用保険課長、業務指導課長、及び高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長から別添（写）のとおり通知がありましたので、当該取扱いについて遺漏のないよう御配意願います。

なお、本通達中2の一般対策に当たっての留意事項等に係る当局における取扱いについては、別途通知します。

事 務 連 絡

平成14年4月17日

各公共職業安定所（安曇川出張所）長 殿

滋賀労働局職業安定部職業安定課長

滋賀労働局職業安定部職業対策課長

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」に係る
一般対策の活用にあたっての留意事項について

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」については、平成14年4月10日付け滋労安収第150号により職業安定部長から貴職あてに通知されたところですが、同通知中、追って通知することとされていた「一般対策の活用にあたっての留意事項」に係る当局での取扱については、同通知によって示された取扱による他、隣保館との日常的な連携、相談票、就職困難者であることの判断について、別紙のとおり取り扱うこととしますので、当該取扱について遺漏のないよう願います。

部内限

隣保館との日常的な連携

生活・就労相談のための利用について

隣保館等では、隣保館設置運営要綱に基づく、相談事業の環として就労相談を実施することとされている。①

ガイドブック等の資料を活用した就労相談について

公共職業安定所は、隣保館等就労担当職員等が相談者に対して行う就労相談のための職業安定・職業能力開発関係の情報の提供を適宜行う。

具体的には、仕事探しのためのガイドブック（局作成）、賃金情報等を各隣保館等に配付し、隣保館等就労担当職員等の行う就労相談のための情報の提供を行うこととする。

②

隣保館等における相談結果による安定所との連携について

隣保館等就労担当職員等は、隣保事業における相談の結果、相談者が公共職業安定所の利用を希望し、かつ、別紙「就職困難者としての認定要件」を満たす相談者について、相談者の住所を管轄する公共職業安定所職業相談就職困難者担当部門へ、電話連絡あるいは相談者と同行するなどの方法により連携を行うことができる。

相談者の来所について

相談者は、住所を管轄する各公共職業安定所へ出頭し、「就職困難者であり援護措置を受けたい」旨を申し出、求職申込を行うとともに、相談票の記入を行うものとする。③

就職困難者として確認、援護措置の対象について

相談者から申出を受け、求職申込を受理し、相談票を受け付けした公共職業安定所は、隣保館等利用状況の確認を含めたきめ細かな職業相談を実施し、求職者が別紙「就職困難者の基本的確認要件」を概ね満たす場合は、個別に総合的判断を行い、「就職困難者」として確認し、必要な援護措置の対象者とできる。④⑤

その他

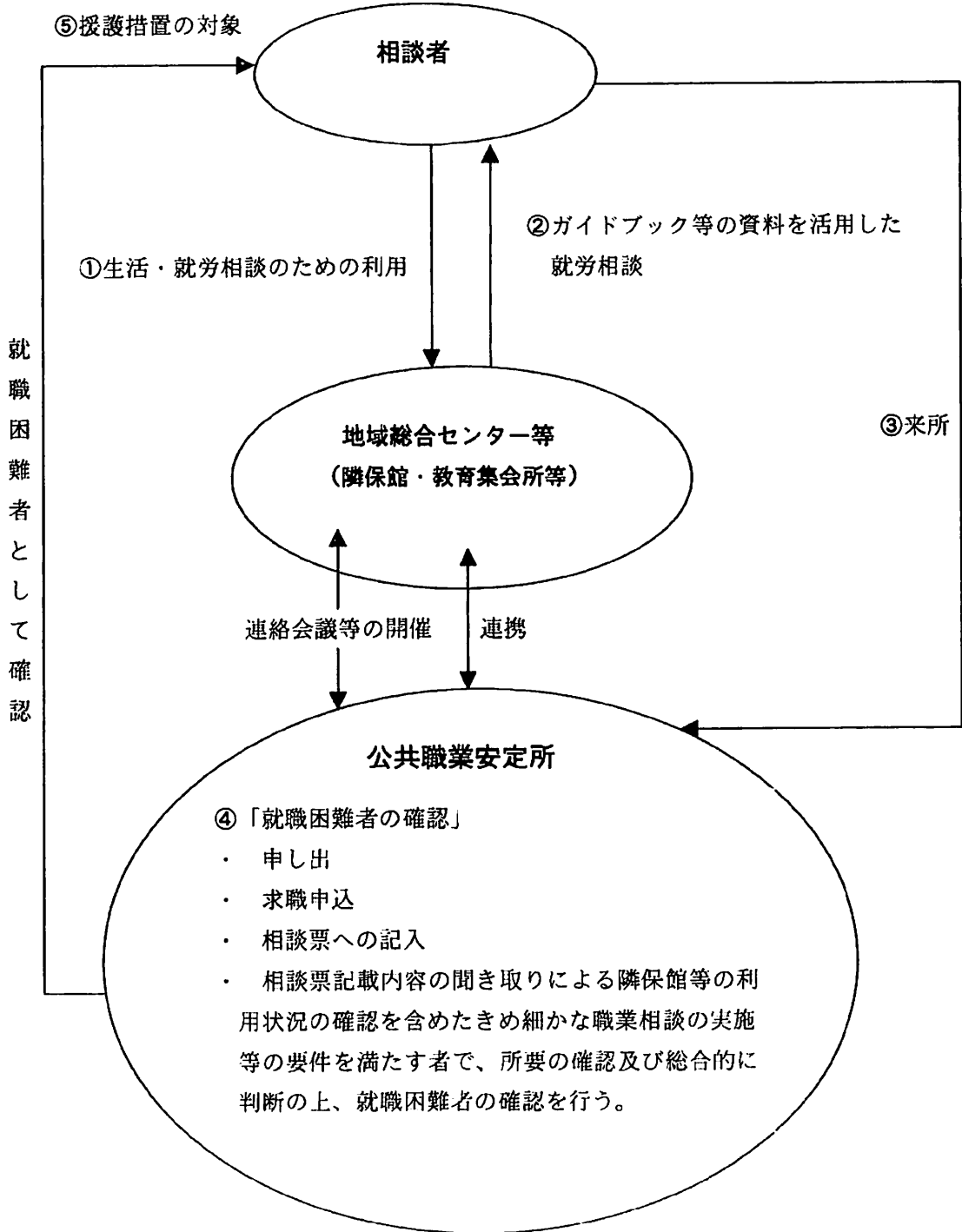
公共職業安定所は、相談者または求職者が「就職困難者」として確認できない場合は、その旨を相談者または求職者に対し、口頭で十分な説明を行うこと。

要件の確認に時間を要する場合は、要件の確認ができ次第、速やかに、相談者または求職者に対し、その結果を説明すること。

※ 隣保館等とは、隣保館、教育集会所、その他市町の条例等により設置されている隣保館、教育集会所に準じる公的施設をいう。また、隣保館等職員等とは、隣保館等で勤務する職員、非常勤職員をいう。

取扱注意

隣保館との日常的な連携
(隣保館等を利用した就職困難者の確認までの基本的な流れ)



就職困難者：教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上の者

秘

相談票

ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳)
ふりがな 現住所 〒	電話

○ 学歴(最終学歴のみの記載でも可。)

年	月	学 歴

○ 職歴(最近のものから記入して下さい。)

年	月	事業所名	主な仕事	企業規模(注1)	雇用形態(注2)
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ
				イロハニ	イロハ

(注1)イ(30人未満)、ロ(30人以上100人未満)、ハ(100人以上300人未満)、ニ(300人以上)のうち該当するものを○で囲んで下さい。
(注2)イ(常用雇用)、ロ(臨時・季節)、ハ(日雇)のうち該当するものを○で囲んで下さい。

○ 隣保館等における相談の概要(最近のものから記入して下さい。)

相談年月日	相談に行った隣保館等名	担当者名	相談の内容(具体的に)

取扱注意

就職困難者であることの判断

就職困難者としての認定要件

就職困難者としての確認は、下記の要件を満たしている者について、隣保館等における相談状況等を勘案し、公共職業安定所長が所要の確認及び総合的に判断の上、行うこととする。

1. 年齢要件

就職のための援護措置対象者は、35歳以上であること。

2. 隣保館等利用要件

隣保館等で就労相談を行ったこと。

3. 申し出要件

公共職業安定所での職業相談時に、「就職困難者に対する援護措置を受けたい。」旨の申し出を行うこと。

4. 相談票記入要件

公共職業安定所相談窓口において相談票の記入を行うこと。

5. その他

隣保館等との連携を図るため、地域の実情により適宜連絡会議を開催することとする。

部内限

就職困難者であることの判断

就職困難者の基本的確認要件

教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者は、認定要件を満たしている者で、下記の基本的な要件を具備している者とし、援護措置の対象者とする。

基本的確認要件

1. 企業規模要件

離職した事業所（直近の勤務先）が中小企業基本法第2条における大企業でないこと。
但し、臨時、臨時的パート、季節、期間工で雇用されていた場合はこの限りでない。

2. 雇用形態要件

再就職を希望する雇用形態が一般常用雇用（フルタイム勤務）であること。したがって、臨時、パート、臨時的パート、季節、期間工などを希望する者は該当しない。

3. 学歴要件

最終学歴が高等学校卒業以上でないこと。（義務教育卒業者）

4. 離職理由要件

離職理由が定年退職でないこと。
定年後の再雇用及び勤務延長後の離職でないこと。

5. 勤続要件

同一企業に概ね10年以上勤続して、離職したものでないこと。

6. 援護措置の適用年齢

- ・雇用保険法上の所定給付日数に係る就職困難者の年齢は、受給資格に係る離職の日において35歳以上であること。
- ・職業転換給付金制度における公共職業訓練受講に係る就職困難者の年齢は、訓練入校日において35歳以上であること。

事 務 連 絡

平成14年4月17日

各公共職業安定所（安曇川出張所）長 殿

滋賀労働局職業安定部職業安定課長

滋賀労働局職業安定部職業対策課長

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の
失効後における就職困難者の確認に係る基本的要件について

標記については、平成14年4月17日付け本職名事務連絡により連絡したところですが、就職困難者であることの判断に係る別紙「就職困難者の確認要件」について、7の事項を含めて就職困難者であることの判断ができることとしますので、当該取扱についてよろしく申し上げます。

貴職限り

就職困難者の基本的確認要件

教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者は、認定要件を満たしている者で、下記の基本的な要件を具備している者とし、援護措置の対象者とする。

基本的確認要件

1. 企業規模要件

離職した事業所（直近の勤務先）が中小企業基本法第2条における大企業でないこと。
但し、臨時、臨時的パート、季節、期間工で雇用されていた場合はこの限りでない。

2. 雇用形態要件

再就職を希望する雇用形態が一般常用雇用（フルタイム勤務）であること。したがって、臨時、パート、臨時的パート、季節、期間工などを希望する者は該当しない。

3. 学歴要件

最終学歴が高等学校卒業以上でないこと。（義務教育卒業者）

4. 離職理由要件

離職理由が定年退職でないこと。
定年後の再雇用及び勤務延長後の離職でないこと。

5. 勤続要件

同一企業に概ね10年以上勤続して、離職したものでないこと。

6. 援護措置の適用年齢

- ・雇用保険上の所定給付日数に係る就職困難者の年齢は、受給資格に係る離職の日において35歳以上であること。
- ・職業転換給付金制度における公共職業訓練受講に係る就職困難者の年齢は、訓練入校日において35歳以上であること。

7. その他（1～5の要件に該当しない者で）

隣保館等で実施する継続的相談援助事業等の対象者については、相談状況を客観的に判断し、他の対象者要件を加味した上で、総合的に判断するものとする。

（注）1～6の確認要件は口頭説明とし、隣保館等には配付しないこと。

7. その他については、安定所における取扱に止め、説明等一切不要とする。

事 務 連 絡
平成20年10月31日

各 公共職業安定所（出張所）長 殿

滋賀労働局職業安定部職業対策課長

隣保館等を利用した就職困難者の確認にかかる
安定所と隣保館等との連携のあり方について

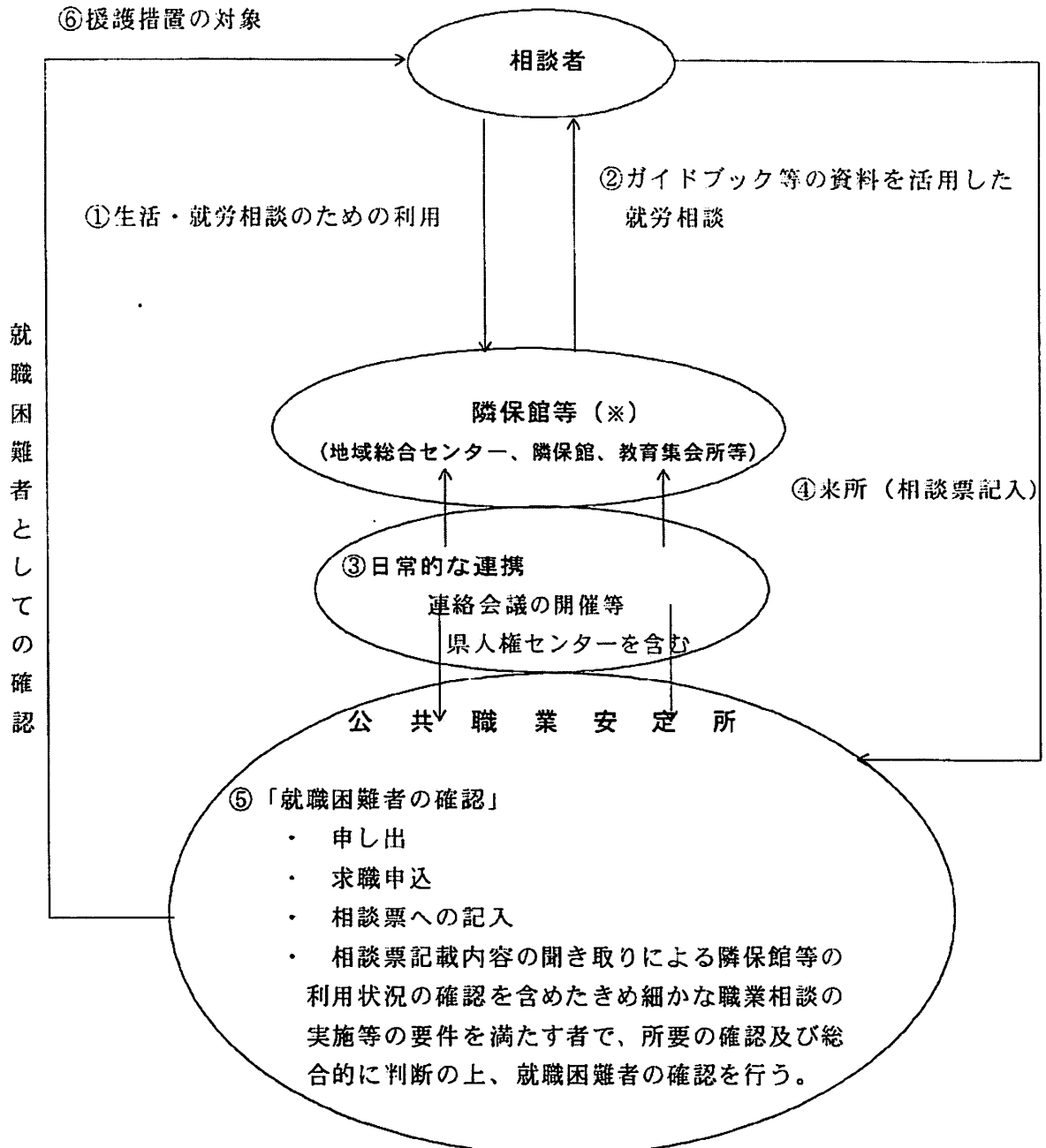
標記については、平成14年4月10日付滋労安収第150号「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」、平成14年4月17日付事務連絡「「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」に係る一般対策の活用に当たっての留意事項について」、平成14年4月17日付事務連絡「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における就職困難者の確認に係る基本的要件について」により取扱うこととされているところです。

今般、就労対策連絡会議において、（財）滋賀県人権センター地域支援担当から、これらの取扱いについて再度説明を求められ、平成20年10月20日に開催された会議のなかで別添により説明しておりますのでご了承願います。

なお、今回の説明は従来からの取扱いについて再度確認のために実施したものであり、従来からの取扱いについて変更したものではないことを申し添えます。

取扱注意

隣保館との日常的な連携
(隣保館等を利用した就職困難者の確認までの基本的な流れ)



就職困難者：教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上の者

取扱注意

隣保館等との連携のあり方について

生活・就労相談のための利用について

隣保館等では、隣保館設置運営要綱に基づく、相談事業の一環として就労相談を実施することとされている。①

※隣保館等とは、隣保館、教育集会所、その他市町村の条例等により設置されている隣保館、教育集会所に準じる公的施設をいう。また、隣保館等職員等とは、隣保館等で勤務する職員、非常勤職員をいう。

ガイドブック等の資料を活用した就労相談について

公共職業安定所は、隣保館等就労担当職員等が相談者に対して行う就労相談のための職業安定・職業能力開発関係の情報の提供を適宜行う。

具体的には、仕事探しのためのガイドブック（労働局作成）、求人情報（安定所作成）、賃金情報等を各隣保館等に配付し、隣保館等就労担当職員等の行う就労相談のための情報の提供を行うこととする。②

隣保館等における相談結果による安定所との連携について

隣保館等就労担当職員等は、隣保館事業における相談の結果、相談者が公共職業安定所の利用を希望し、かつ、別紙「就職困難者としての認定要件」を満たす相談者について、相談者の住所を管轄する公共職業安定所職業相談就職困難者担当部門へ、電話連絡あるいは相談者と同行するなどの方法により連携を行うことができる。③

連絡会議の開催等の日常的な連携

隣保館等との連絡会議は、職業対策連絡協議会の会合等の館長や市町就労担当職員・相談員及び県人権センター地域支援担当者等が集まる会議を活用するなどにより、地域の実情に応じて開催し情報交換に努めるとともに、公共職業安定所と隣保館等の担当職員及び相談員や県人権センター地域支援担当者等が日常的な連携を図り、就職困難者等の安定就労に結びつくための支援に努めることとする。

相談者の来所について

相談者は、住所を管轄する各公共職業安定所へ出頭し、「就職困難者であり援護措置を受けたい」旨の申し出、求職申込を行うとともに、相談票の記入を行うものとする。④